休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	休バス			
盆(Ⅰ)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	盆(Ⅰ)		
盆(Ⅱ)	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	盆(Ⅱ)	
盆(Ⅲ)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	○	盆(Ⅲ)

(注)　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤(Ⅱ)」、「早朝」、「平夜」、「平昼(Ⅰ)」、「平昼(Ⅱ)」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東京」、「圏央」、「圏央連続」、「東海」、「乗継」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「障割」、「路バス」、「休バス」、「盆(Ⅰ)」、「盆(Ⅱ)」及び「盆(Ⅲ)」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金にかかる割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ＥＴＣ短区間割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)及び平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2)　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金にかかる割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)
3	特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

2．(3)のただし書き中、⑮を⑱、⑫を⑮、⑬を⑯とし、「①から⑨及び⑪については、」を「①から⑨及び⑪から⑭については、」とする。2、(3)のうち⑫を⑮とし、⑬を⑯とし、⑭中「③から⑩」を「③から⑩並びに⑫及び⑭」に、「①から⑪」を「①から⑭」に改め、これを⑰とし、⑮を⑱とし、⑪の次に次のとおり加える。

⑫　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)

イ　割引をする自動車

ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ　割引率

⑨ロに定める割引率とする。

ハ　適用する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

⑬　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)

イ　割引をする自動車

ハに定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

⑭　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)

イ　割引をする自動車

ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、普通車、大型車又は特大車。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八王子バイパス及び西富士道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日までとする。

別紙８を次のとおり改める。

別紙８　割引相互間の重複適用関係

(1)　重複適用の有無

	マイレージ		
前納	×	前納	
深夜	○	○	深夜